

史跡甲府城跡整備基本計画策定業務委託 公募型プロポーザル方式実施公告

甲府城跡は、甲府市の中心部、一条小山と呼ばれる独立丘陵上に築かれた近世の平山城です。城跡北東部に近接する築城に伴う石切場とともに、平成31年2月26日に国指定史跡として官報告示されました。甲府城跡の来訪者へ史跡の本質的価値を正しく伝え、史跡の保全と次世代への継承を図り、史跡の特色を活かした整備を目指すためには、基本的な整備方針を定める必要があります。

今般、「史跡甲府城跡整備基本計画」を策定することを目的に、公募型プロポーザル方式により本業務を適切かつ確実に遂行できる事業者を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和2年8月13日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 業務の概要

(1) 業務名

史跡甲府城跡整備基本計画策定業務

(2) 業務の目的

国史跡甲府城跡について、本県の総合計画等上位計画、史跡甲府城跡保存活用計画などと整合性を図りながら、来訪者へ史跡の本質的価値を正しく伝え、史跡の保全と次世代への継承を図り、史跡の特色を活かした整備を目指すことを目的とした「整備基本計画」策定支援とする。

(3) 業務内容

別添「史跡甲府城跡整備基本計画策定業務委託基本仕様書」による

(4) 契約期間

契約日から令和3年12月27日（月）まで

(5) 契約限度額

8,415,000円を予算上限とする。

- ・上記の各年度の内訳は次のとおりとする。

令和元年度は、6,259,000円

令和2年度は、2,156,000円

- ・なお、消費税、地方消費税（10%）を含むものとする。

(6) 担当課

山梨県観光文化部 文化振興・文化財課 埋蔵文化財担当

郵便番号：〒400-8501

住 所：山梨県甲府市丸の内一丁目6-1

電 話：055-223-1791

F A X：055-223-1793

E-mail：bunka@pref.yamanashi.lg.jp

(7) 選定スケジュール

- | | |
|-------------|--------------------|
| ① 公 告 | 令和2年8月13日(木) |
| ② 参加申込書受付期限 | 令和2年8月21日(金)午後5時まで |
| ③ 参加資格審査結果 | 令和2年8月24日(月)以降 |
| ④ 質問票受付期限 | 令和2年9月1日(火)午後5時まで |
| ⑤ 企画提案書提出期限 | 令和2年9月8日(火)午後5時まで |
| ⑥ プレゼンテーション | 令和2年9月16日(水) |
| ⑦ 結果通知 | 令和2年9月中旬 |
| ⑧ 契約の締結 | 令和2年9月中旬 |

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の条件を全て満たす法人又は団体とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者(更生手続き開始又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く)でないこと。
- (3) 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成23年4月1日)」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員ではないこと。
- (5) 過去5年以内に、国又は地方公共団体において、本業務と類似の業務を受託した実績を有する者であること。
- (6) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書(様式第1号)
- ② 誓約書(様式第2号)
- ③ 参加要件具備説明総括書(様式第3号)
 - ア) 県税及び地方税を滞納していないことが確認できる書類(全ての県税に未納がない証明)
 - イ) 消費税及び地方消費税に関する納税証明書
法人の方は、法人税及び消費税及び地方消費税に関する納税証明書(その3の3)
個人の方は、申告所得税及び消費税及び地方消費税に関する納税証明書(その3の2)
 - ウ) 同種又は類似の業務の実績
- ④ 会社概要等整理表(様式第4号)
- ⑤ 実施体制表(様式第5号)

(2) 担当課・問い合わせ先

山梨県観光文化部 文化振興・文化財課 埋蔵文化財担当

郵便番号：〒400-8501

住 所：山梨県甲府市丸の内一丁目 6-1 (山梨県庁防災新館 3 階)

電 話：055-223-1791

F A X：055-223-1793

E-mail：bunka@pref.yamanashi.lg.jp

(3) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和 2 年 8 月 21 日 (金) (土曜日、日曜日及び休日^{*1}は除く。提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで)

【※ 1 山梨県の休日を定める条例 (平成元年山梨県条例第六号) 第一条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

- ② 提出先 3 (2) に同じ。

- ③ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに山梨県観光文化部文化振興・文化財課に到達したものに限りです。

郵送で提出した場合は、電話により到達したことを確認してください。

(4) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明総括書、会社概要等整理票、実施体制表に基づき審査します。

(5) 結果通知

参加資格審査結果は、令和 2 年 8 月 24 日 (月) 以降に、全ての申請者に対し通知します。

(6) その他の留意事項

参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届 (任意様式) を提出してください。

4 説明会

開催しません。

5 質 問

この史跡甲府城跡整備基本計画策定業務委託公募型プロポーザル方式実施公告及び基本仕様書に対し質問がある場合は、質問票 (様式第 6 号) に記載の上、電子メールにて 3 (2) に送信すること。なお、電話による質問は受け付けません。また、質問を送信した場合には、電話でメールの受信確認を行うこと。

- (1) 受付期間 令和 2 年 9 月 1 日 (火) 午後 5 時まで。(土曜日、日曜日及び休日^{*1}は除く。提出時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。)

- (2) 受付場所 3 (2) に同じ。

- (3) 回答方法 質問に対する回答は、令和 2 年 9 月 3 日 (木) までに山梨県観光文化部文化振興・文化財課ホームページで公表します。なお、プロポーザルの参加資格に関する質問は、各質問者に対して個別に回答します。

6 企画提案書の作成・提出

参加資格審査の通過により企画提案書を提出する者は、次に掲げる事項に留意の上、企画提案書を提出するものとします。提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、プレゼンテーションに参加することはできません。

(1) 提出書類

① 企画提案書(様式第7号)

② 見積書(様式は任意 ※様式第7号附表1を参照してください。)

ア) 積算根拠は項目ごとにできるだけ詳細に記載すること。

イ) 経費の合計額は1(5)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

(2) 提出部数及び方法

① 提出部数 12部

② 提出方法 持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は提出期限までに文化振興・文化財課に到達したものに限りま。

郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(2)の担当者に確認してください。

(3) 提出期限

提出期限 令和2年9月8日(火) 提出時間は午前9時から午後5時まで

(4) 提出先

3(2)に同じ。

7 審査及び結果通知

(1) 企画提案の選定基準

審査基準表(別紙1)に基づいて選定します。

(2) 企画提案の選定方法

① 企画提案の配点の合計点が最高点となった者を選定します。

② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案審査委員会を設置し、プレゼンテーションによる審査を行いますので、出席してください。

③ プレゼンテーションの開催(予定)

(ア) 開催日 令和2年9月16日(水) 午後(時間は別途通知します。)

(イ) 場 所 山梨県庁内(詳細は別途通知します。)

(山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号)

(ウ) プレゼンテーションの時間

1団体40分程度(企画提案書説明20分、質疑応答20分、入退室時間を含む)

企画提案書説明は20分を経過した場合は、直ちに提案説明は終了します。

(エ) その他

i) 入室は4名以内とする。

ii) プレゼンテーションは提出した資料のみを用いて行うものとし、追加資料の提出は一切受け付けません。

(3) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

見積業者選定結果については、山梨県文化振興・文化財課ホームページに掲載するとともに、選定者、非選定者に通知します。

(4) 非選定理由に関する事項

- ① 7(3)で非選定通知書を受けたものは、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日^{*1}は除く)以内に、書面(様式自由)により知事に対して非選定理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して15日以内に、書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 山梨県県民情報センター

郵便番号：〒400-8501

住 所：山梨県甲府市丸の内一丁目6-1(県庁別館2階)

電 話：055-223-1413

E-mail：gyousei-kk@pref.yamanashi.lg.jp

(イ) 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。

(土曜日、日曜日及び休日^{*1}は除く。)

(4) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書は、返却しません。
- ③ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ④ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

8 契 約

審査の結果、委託事業候補者を優先交渉権者として交渉をおこない、随意契約により契約を締結します。ただし、委託事業候補者と協議が整わず、契約の見込みがないとき、または委託事業候補者が契約締結までの間に企画提案参加資格を満たさなくなったときは、次点の提案者と契約に向けて協議を行います。

9 その他

- (1) 企画提案において使用する言語は日本語とすること。
- (2) 契約保証金は免除します。
- (3) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。
- (4) 配置予定担当者の変更は業務完了まで病休・死亡・退職等の県が認める理由の他は認めません。
- (5) 契約の優先交渉権者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがあります。
- (6) 特定された企画提案書類等の内容については、協議の上、本業務の仕様書に反映する場合があります。
- (7) 災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを延期することがあります。